

千葉県告示第404号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第24条の規定により告示します。

令和5年5月11日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	辞退年月日
ながしま整形外科	千葉県美浜区若葉3-1-38 幕張ベイパークメディカルセンター101	令和5年2月28日